資料１－２

平成２９年度北海道公立大学法人札幌医科大学の財務諸表に係る知事の承認に関する評価委員会意見について

・　財務諸表に係る知事の承認に関する意見について

（１）　法的根拠

地方独立行政法人法第３４条第１項の規定に基づき、北海道公立大学法人札幌医科大学（以下「法人」という。）は、財務諸表を当該事業年度の終了後３ヶ月以内に知事に提出し、その承認を受けなければならない。また、北海道地方独立行政法人評価委員会条例第２条第３項の規定に基づき、知事は承認に当たり、評価委員会の意見を聴くものとされている。

（２）　評価委員会の意見（案）

財務諸表について、合規性の遵守、表示内容の適正性等について、各種数値の確認や法人からのヒアリングを経て、審議を行った結果、公立大学部会としては、「特に意見なし」との結論に至った。